

資料 1 資料 10 企画財政部長 説明

質疑なし。

資料 9 企画財政部長 説明

質疑なし。

資料 2 資料 3 資料 4 企画政策課長 説明

A 委員：情報化の時代であるのに、個別目標 5-1-1 に情報に関する文言がない。
個別目標 5-3-1 の人権の項目に情報化に係る記述がありながら、学校教育では情報のことは明記していない理由を説明していただきたい。

また、「教職員の指導力を高める研修の充実を通して、授業の質を向上させ」と書いてあるが、具体的な内容を説明していただきたい。

教育局長：本市では教職員への研修を宮崎市情報教育研修センターという施設で行っています。

この個別目標の中では情報化という文言は明記していませんが、研修センターにおいては、情報教育に特化した研修も行っています。また、時代の趨勢やニーズを捉え、教職員の研修だけでなく、授業の中でも児童生徒に対して、情報化について積極的に指導を行っています。

次に、教職員の質の向上の「質」とは、教職員の資質の向上だけでなく、スキルや技術の向上も含めたものです。教職員の質の向上を図ることが、結果として、児童生徒にとって分かりやすい授業展開につながるものと考えています。

A 委員：質の向上について、現在の情報化時代には IT を使った授業がありますが、この個別目標においても、ICT を含めた文言を入れることで、質の向上を図ることが考えられないでしょうか。例えば、タブレット端末などを使った分かりやすい授業でないと、子ども達は関心を持たないのではないかと考えています。

原案では、先生方の資質のみに解釈されるのではと思いますので、教育を受ける生徒側の立場で明記してはどうかと考えています。

教育局長：本市においても、インターネットで画像を投稿したいじめ問題が発生しました。

また、インターネットを使った子どもの犯罪が散見されるような状況になっているため、教育

委員会では、子どもたちの情報教育の環境について調査する予定にしております。

その辺りを含めて、情報モラルの研修や、子どもたちが情報教育を受ける中でどのような形でモラルを確保すべきかについて、表現を含めた検討を考えさせていただきます。

B委員：学校教育について、公教育としての宮崎市の教育はある程度浸透してきていると思います。また、今回、成果指標や主要施策の中に「学力向上の充実」が出ていますが、これはとても大切なことだと考えています。

宮崎市は、中学校の習熟度別少人数授業を他市に先駆けて力を入れて取り組んできましたし、現在も続いているようです。この制度には人も要るわけで、相当の努力がなされていると思います。しかし、制度がスタートして相当年数を経過し、ちょっとマンネリ化してきている面もあるのではないかと思います。

今回の成果指標を見ますと、CRT検査の結果に基づき、学習に遅れている子どもたちの数を減らしていく目標が設定されています。これは大事なことだと思いますが、同時に習熟度別は、能力を持っている者をさらに伸ばしていく取り組みでもあります。

先生たちがそのような意気込みが持っていた方が、「宮崎では私立に行かなくても、公教育で学校教育が立派に成立している」と言えるようになるのではないのでしょうか。これは宮崎市の大きな教育資源になるし、人を呼び込むための資源にもなると思います。

そこで、成果指標に、CRT検査で評定の低い子どもを減らす指標と併せて、評定の高い子どもを増やしていく指標を設定し、取り組むことにより、未来を担う子どもたちが育ち、人口も増えていくのではないかと思います。

教育局長：ご指摘のご意見はごもっともだと思っています。当然、成績が下の子ども達を伸ばし、上の子ども達はもっと伸ばしていきたい。全体を伸ばしていきたいというのは子ども共通の願いです。

本市の学力は全国平均よりもいずれも上回っている状況ですので、考え方としては、できるだけ学力の二極化を解消し、下を上の方に近づけていく指標を設けたところです。

当然上のほうも伸ばしていきたいという気概は持ってこのCRT検査、あるいは学力の向上の推進に努めてまいりたいと考えています。

次に、習熟度別少人数指導のマンネリ化のご指摘につきまして、当然この授業そのものが真に効果を出しているのかの評価をしていかなければならないと考えています。

習熟度別指導の効果について、中学校では極めて高いと考えておりますが、小学校での状況が明らかでない部分もありますので、県の小学校の少人数指導の加配状況も含めて、今後の支援のあり方や、特別教育の支援のあり方について検証してまいりたいと考えています。

C委員：第1回審議会で、若い方々の意見を取り入れるべきと提案したことに対して、今回、若い人との意見交換の取り組みをしていただいております。

教育の件ですが、施策4に関連して、今、いじめとか不登校が問題になっています。

以前、市の教育問題懇話会委員の時に、各小学校に生徒指導の先生を配置して欲しいと意見したことがあったのですが、現状はどのようになっているのでしょうか。

ここには小中学校スクールカウンセリング事業とか不登校児童生徒対策事業というのがありますが、やはり小さい頃に問題行動の芽を摘むことがとても大事なことだと思います。

現在、市内の小中学校に配置されている生徒指導の先生はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

教育局長：小学校でも生徒指導の担当教諭は配置しております。ただし、県の加配によるカウンセリングの先生については、数校に1名という形で配置している状況です。

C委員：その生徒指導の先生というのは兼任ではなくて専任ですか。

教育局長：専任の先生もいらっしゃいますが、ほとんどが兼務で担当していただいていると思います。

C委員：不登校やいじめの早期発見のためにも、生徒指導の専任の先生を配置して欲しいと考えています。

教育局長：いじめや不登校に関する子どもたちへの対応につきましては、学校全体で対応しているということ、各学校で対策会議を月1回開催しています。また、事案が起きた際には、臨時の検討会議を開いて、個別の先生だけではなく、複数の先生、あるいは学校全体で問題を解決する体制を取っています。

全学校で専任の配置ができれば良いのですが、複数の先生方で対応することでカバーできることもありますので、現在はそのような体制で対応しています。

D委員：目標の5-1、5-2にまたがっての話をさせていただきます。私はスポーツ少年団に関わっておりますが、未来を担う子どもたちを育成することについて、主要施策はとても素晴らしいと思います。ただし、これを普及するために右の手と左の手がやることがちょっと違っているかと感じることがあります。

具体的には、来年度からスポーツ少年団の施設利用等については減免措置がなくなり、有料になります。そうすると、保護者の中には経済的な負担を考えて、もう子どもたちをスポーツ少年団に参加させないと思われる方々もいらっしゃるでしょう。結果として、ここに書かれているスポーツをみんなで楽しみましょうということと相反することになっています。

もちろん予算の話もありますし、昨年度の事業仕分けの中ではストリートスポーツ広場の件で900万円弱の予算が必要とお聞きしました。

来年度からスポーツ少年団の減免をなくして、徴収する額がいくらになるか予測はできませんが、数百万円だと思います。この計画策定とは外れているかもしれませんが、このあたりを少し検討していただければ、この主要施策がもっと生きて、より具体的になるのではないかと感じました。

地域振興部長：ご指摘のとおり、旧3町のスポーツ少年団の減免措置については、調整方針によって是正することになります。

そのため、旧市内と合わせまして、利用料の半分を利用団体に負担いただくことになります。

これにより、保護者の負担が若干増えることになりますが、それに代わるような施策について検討している段階でございますのでご理解をお願いします。

E委員：学校教育の中では、よく地域・学校・家庭という文言が出てきますが、なかなかNPO団体や地域の団体が学校に入るといふ仕組みは難しく、連携を取ることも難しいと思います。

「地域」という文言がどういう人たちを対象にしているのでしょうか。

地域の一住民であったり、NPOや市民団体、企業等、教育支援に関わっている人たちというケースもあると思うので、そういう方たちを文言として入れていただきたいと思います。

また、教育支援、子ども支援ネットワークみたいなものを行政の中に作っていただいて、そういう方が学校に入って行ける仕組み、いじめなどに関しても連携を取れる仕組みを作っていただきたい。

また、空き教室の有効利用とありますが、学校内の利用だけではなく、地域の方たちが利用できる空き教室があると、もっと地域と学校が近くなるのではないかと考えています。

教育局長：地域には人材や団体を含めて、資源と言いますか、いろいろな方がいらっします。

今回の計画の中では「地域」と表現していますが、数多くの団体の方がいらっしやるので、こういう表現にさせていただきました。

ご提案の表現方法につきましては、少し検討させていただきます。

次に、空き教室を含めた学校施設の地域への開放につきましては、これまでも積極的に行っているところです。ただ、今、中心部の学校の空き教室がない状況です。

児童数が増加の傾向であり、教室が足りないという状況も見受けられます。空いているスペースにつきましては、地域の方々に積極的に活用していただこうと考えており、今後も、校長会などを通じて、学校の地域への支援についてお話をさせていただきます。

また、学校評価委員という方々を地域の方々に委嘱しておりますので、評価委員会でもご意見、ご提案をいただきたいと思っております。

F委員：施策5について、特別支援教育スクールサポーターの派遣ということで、学校ではこのような制度があつて、保育関係者はいつもうらやましく感じています。

前回、福祉部長から回答いただきましたが、特別支援を要する子どもたちは保育園、幼稚園にもたくさんいますので、社会福祉法人では、保育士を育てて特別支援を必要とする子どもたちの対応をしている状況です。

今後はスクールサポーターの方々が、保育園との連携を続けていく体系ができればと考えています。

また、2015年度に向けて、認定子ども園法が整備される予定です。

法案が成立すれば、2015年度に幼保連携型認定子ども園という「子ども園」ができます。

これは「3歳以上児の保育に欠ける」ではなくて、「保育を必要とするすべての子ども」に教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設であると認識しています。2つの機能を併せ持った幼保連携型認定子ども園が今の案として進められており、成立するものと思われれます。

前置きが長くなりましたが、2015年度から、施策5の中で特別支援教育ではなくて、3歳以上児は全て学校基本法が適用されることになるのであれば、「特別支援教育の充実」ではなくて、「特別支援教育・保育」という施策にできないかご検討をお願いしたいと思います。

教育局長：本市の特別支援教育員につきましては、小中学校を対象として派遣しております。

なかなか保育園や幼稚園まで行っていませんが、今年度からは幼稚園や保育園との連携を図るために、幼稚園や保育園も含めた特別支援教育検討委員会を立ち上げましたので、いろいろなご意見をいただきたいと思っております。

次に、施策5の特別支援教育あるいは保育の充実、そして子ども園について、教育委員会としてまだ熟知していないところがございますので、時間をいただければと思っております。今後、福祉部とも協議させていただきます。

福祉部長：委員もご存じのように、市では、保育所に対して障害児を受け入れる体制づくりをお願いしており、受け入れる保育所数は年々増加しています。

また、保育所で障害児の受け入れ促進事業というものがございまして、障害児用のベッド等の整備や改修、障害児用の遊具、器具等を購入するための補助を行っています。

G委員：現在、検討しているのは学校教育の項目ですので、ここよりも個別目標3-1-4の児童福祉の項目に明記したほうが、バランスが良いかと思えます。

F委員：それは承知していますが、2015年度から学校教育法の改正を視野に入れると、明示はしなくても、今後の検討課題としてご検討いただければと思ったところでした。

会長：今のご意見にありましたが、主要施策の位置付けにつきましてもご検討いただける部分がありましたらよろしく申し上げます。

H委員：目標 5-3-3 について、今、市内に約 1500 人の外国人籍の方がおられるようですが、宮崎大学の留学生の担当という立場で言わせていただきます。

今、宮崎大学には約 150 名の留学生がいて、家族も含めると 200 人以上の方が市内に住んでいますので、他大学を入れるとかなりの比率になるのではないかと思います。

施策 2 に宮崎市国際交流協会の支援が明記されていますが、これについては強化を希望しますが、交流にあたって、宮崎大学だけでなく、公立大、国際大学、産経大学など大学と連携を取ることによって交流がずいぶんスムーズに行くのではないかと思います。

現在は国際交流協会の強化だけが明記されていますが、学生は市民との交流によって学ぶことも多く、市民も外国人との交流によって国際感覚が育成できるのではないかと思います。

企画財政部長：現在、大学関係の皆さんには国際交流協会の大学関係特別会員として活動していただいております。大学の方々との国際交流を生かすことも大事ですが、国際交流協会の中の課題でもありますので検討させていただきたいと思います。

I委員：生涯学習の項目で、基本的な考え方の中に「市立図書館等の蔵書数の充実及び貸出しサービスの向上などに努めています」とあり、「等」には公立公民館等の図書室の利用も入っていると思われます。

公立公民館の図書室の存在はあまり市民の皆さんに知られていません。公民館の業務としては、いわゆる講座や教室の開設などがありますが、図書室の充実を明記しても良いのではないのでしょうか。負担になるとは思いますが、図書室の蔵書数を多くするほか、利用啓発を図っていただきたいと考えています。

教育局長：ご指摘の状況を踏まえ、成果指標の「市立図書館等の貸し出し冊数」の「等」に公民館図書室の貸し出し冊数を含ませていただきました。

各公民館の図書室は、市立図書館の貸出窓口になっていただいているほか、図書室としての貸出しの機能もごございます。各公民館の地域だよりなどで広報しておりますが、ご指摘のようにPR不足となっている部分もあろうかと思いますので、生涯学習推進協議会でもご提案をさせていただき、市民の利用促進に努めたいと思っております。

施策 2 の「公民館機能の充実」にも、委員ご指摘の部分を含めて明記したつもりであり、成果を十分に出していきたいと考えております。

E委員：個別目標 5-3-1 の人権について、いろいろと啓発活動も行われていますが、基本的な考え方の 2 段落に、「人権に関する教育や啓発活動は、学校や地域社会などで取り組まれている」と明記されていますが、学校での活動に、国連で発効され、日本でも 1994 年に批准された「子どもの権利条約」に係る取り組みが進められていないと感じています。

子どもの守られる権利、生きる権利、育つ権利、参加する権利というようなことを子ども自身に教えるということで、いじめられたらいやだということをはっきり言うということが少し養われて、また、相手の人権を大事にするということが、この権利条約の中には明記されています。

このことはもう少し進められるべきと思っていますので、どこかに明記できないか検討いただけないでしょうか。

教育局長：教育現場においては、いろいろな科目の中で人権教育の視点で、先生から指導いただいている状況です。

ご提案の内容については、5-3-1ではなく、5-1-1の中で子どもの権利に特化した記述が可能かどうかも含めて検討させていただきます。

J委員：生涯学習について、施策1と施策2に「清武地区文化祭の開催」が明記されています。

「公立公民館機能の充実」に明記しているのは、公立公民館が建設された後にこういうことに活用していくという意味なのでしょうか。ここに「清武地区文化祭」を書いてある意図を教えてくださいたいと思います。

教育局長：旧市域では、各公民館に生涯学習推進協議会を設置し、文化祭を開催しています。

清武地域では、今後、公民館を整備予定ということも含めて、共通事項として挙げさせていただきました。

K委員：個別目標5-1-2の施策に「家庭教育・青少年健全育成活動の充実」とありますが、今いじめとか不登校で悩んでいる子どもが多く、家庭教育を充実しないと、今後の改善は見込めないと思います。

この家庭教育の充実を図るために、もう少しPTAや親の研修会・講演会を充実させないと、親が変わらないと考えていますが、ここに明記してある「家庭教育学習発表会」とはどのような施策なのでしょう。

教育局長：家庭教育学級は、各小中学校で取り組んでいただいております。昨年度は73校で延べ3000人に参加していただいております。ただ、参加者が少ない回もあり、まだ十分な成果が出ていないという状況ですが、この家庭学級での取り組みについて発表会を開催しております。

この取り組みの充実を図るための事業であり、これまでの成果を参考に、各学校においていろんな取り組みを展開するための発表会として年1回開催しております。

K委員：どこの学校も一緒だと思いますが、家庭教育学級は進捗状況が悪く、これを改善しないとPTAはなかなか変わらないと思っています。市の協議会でも考えておりますが、各学校では難しい状況です。費用面など改善の余地があると思いますので、今度ともよろしくお願いします。

地域振興部長：先ほどのD委員への回答に補足させていただきます。

施設の利用料について、合併調整の方針に基づく取り扱いと説明しましたが、補足しますと、合併前に施設利用の減免制度が旧町にはありましたが、旧市にはありませんでした。

これを合併調整の協議で、5年間の合併特例期間はそのままとし、その後は旧市に合わせるとなったものです。

また、ストリートスポーツ広場の有料化は、利用者が限られているため受益者負担を求めるもので、市全体として負担を求める方針で臨んでいるものではありません。

資料5 資料6 企画政策課長 説明

G委員：「株式会社宮崎市役所づくり」というタイトルですが、確かに株式会社というのはここに書いてあるような要素を持っていますが、株式会社は第一には利潤の追求、それから投資に見合った配当を行うことが目的です。

市役所というのは、例えば納めた住民税の金額に応じて、見合った配当を受けられるかという、そんなことはありません。税金はそもそも利益の再配分ですから、多く負担する人が必ずしも多くのサービスを受けられるわけではありません。

例えば生活保護制度は、たくさん税金を払った人の分から収入が低い方に配分する額を決める機能を行政が持っているので、本当に「株式会社宮崎市役所」で良いのかと思います。

顧客第一主義など、民間企業の良い点を取り入れることは良いのですが、果たしてこの言葉が良いのかと気になりました。

市長：これは私の重点姿勢の1つですが、株式会社は成果主義という部分で、住民に成果を還元することかもしれませんが、そういう感覚で住民が負担をしている税が活用され、宮崎市役所で運営をするという感覚です。

また、投資的なものをいただく部分は、住民にしっかりサービスで還元する形でやっていきたいと考えています。財源も限られており、それを有効に生かすためには、私どもの感覚を変えていく姿勢も必要と考えています。

ただ、市民の皆さんも株主の感覚で、税として投資をするのであれば、自分たちが運営しているこの宮崎市役所の一員として、いかに協力・協調するかが重要だとする考え方です。

この理念をしっかりと求めて、民間的な発想ではなく、考え方を姿勢として示そうということです。

I委員：重点テーマの位置づけの(2)地域のきづなづくり戦略プロジェクトとして丸が3つあります。2つ目に東日本大震災の津波については大災害として書かれているのですが、3つ目の環境関係の中に、原子力の問題、いわゆる原発の問題は明記されていませんが、これは意図的な

のでしょうか。現実の問題として難しい問題ですが、いかがでしょうか。

企画財政部長：意図的なものは全くございません。原子力エネルギーは国のほうの施策として今後展開をしていくものだと思っております。

ここに明記しているように、戦略プロジェクトとしては本市の自然を生かしたクリーンエネルギーの活用と、それに伴って持続可能な社会を形成することが重要な取り組みと考え、このような表現にしたところです。

B委員：将来を担う人づくりの中に、芸術文化を通しての人づくりなどが明記されておらず、どこか軽んじておられるような気がします。

都市の価値は人がいかに心豊かにし、芸術文化を理解し、参加するか、そういったところで都市像が判定できると思います。文化やスポーツは明記されていますが、芸術文化は明記されていないので、どこかに入れておくべきと思います。

企画財政部長：文化の中に芸術も含まれているという認識もありましたが、ご指摘のとおり、芸術という言葉がないのは事実でございます。芸術文化については、基本計画の施策の中で展開していきたいと考えております。

L委員：重点テーマ1-2の一番下の5-2-1の施策1「地域の教育力の向上」に係る取り組みとして、「地域と学校の連携促進」とありますが、具体的にどういうことを考えているのか、あるいは行われているのでしょうか。

教育局長：文部科学省の「地域と学校の連携促進事業」という事業がありまして、現在、住吉中学校区、大宮中学校区、大淀中学校区の3カ所で実施しております。

概ね5年間で事業展開を行っており、学校から地域のいろいろな人材を含めた資源を活用して、教科の中での人材活用や、地域と連携した取り組みを行うために、学校支援ボランティアを募りながら、学校の教科や行事に地域の方々に参加していただくものです。また、この逆もあり、各地域のまちづくり事業の中で展開しております。

現在、3中学校区でモデル的にやっておりますが、この成果をもとに、今後は全中学校区での展開に向けたマニュアルづくりを行い、これまでの成果を全中学校区に広報し、学校地域の連携をさらに深め、さらに地域の教育力の向上を図っていきたいと考えております。

また、逆に、地域の取り組みに学校の児童生徒の活用を図る、あるいは先生方の参画を図る取り組みもありますので、今後はこれらを双方向に連携しながら取り組むことを考えております。

L委員：1つ、イギリスの例をご紹介させていただきます。特に低学年に有効かと思いますが、地域の方や保護者、教職員の退職者等を授業中に、自由に出入りさせて、学力差のある子どもや

意欲の非常に低い子どもに対して、そういう力を活用しているという事実がございますので、うまく考えていただくと有効かと思いました。

また、生涯学習のところで図書サービスの充実という文言がありました。司書の充実に向けた具体的な取り組みは明記されていませんでした。

イギリスではどんな小さな町でも図書館が非常に充実しています。小中高のプロジェクト学習では、生徒がテーマを自分で決めて、夏休みにはそれを報告するという課題が課され、また、これを基に授業が運営されることもあります。

町の図書館の司書は、それぞれの児童生徒、学生の要望に応える力をつけている訳です。学校でも町の図書館でも、そういった司書の充実は、学力向上を含め、地域社会の成熟には欠かせないと思います。

教育局長：学校開放につきまして、基本的に学校はオープンにしており、いつでも勉強の様子や学校の様子が見られるような形にしておりますので、特に期日を決めてということではやっておりません。

学校司書につきましては、学校図書ボランティアというアシスタントを全小中学校に入れていますが、このアシスタントの派遣を学校司書に切り替えていこうということで、今年から小学校じゅうに学校司書の配置を始めています。

学校図書館の充実を図り、学習支援をはじめとする子どもたちのサポートに向けて、4年間で全小学校に学校司書を配置する取り組みを進めています。

また、市立図書館の充実強化も併せて図っていかなければならないと考えております。

資料7 企画政策課長 説明

質疑なし。

資料8 パブコメ 企画政策課長 説明

質疑なし。